

調達要求番号：07-1-2381-0006-0002-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00040
名称	燃料タンク内部点検	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年3月19日
		改正年月日	—
沖縄基地隊本部補給科			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊に設置する燃料タンク内部点検（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語の定義

用語の定義は、次による。

- a) **作業主任者** 労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者又はその代理者をいう。
 b) **作業従事者** この役務において、作業に従事する者をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

- 消防法（昭和23年法律第186号）
 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

b) 関連文書

法令等

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 危険物に関する政令（昭和34年政令第306号）
 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令32号）
 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（自治省告示第99号。49.5.1）
 海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）
 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）
 地下タンク貯蔵所の開放検査に係る技術援助報告書（平成27年9月）
 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査等（消防危第4号通知。2.1.18）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

沖縄基地隊燃料施設（付図1）

2.2 燃料タンク概要

燃料タンク概要は、表1のとおり。

表1－燃料タンク概要

型 式	縦置円筒型（覆土式）
容 量	5, 0 0 0 K L
燃 種	軽油2号，艦船用
設置年月日	平成24年9月25日
寸 法	内径2.8m，高さ9.66m
材 質	屋根板・側板・底板：SS400，支柱：STK400

2.3 役務の内容

役務の内容は、次による。

2.3.1 開放検査前準備

- 契約の相手方は、契約締結後速やかに、対象タンクに適用される消防法及び危険物の規制に関する規則等に基づき、作業要領書及び工程表を作成し、監督官に提出する。
- 油面計等の計装器で、各種検査を実施するにあたり、支障のある機器を養生又は必要な範囲で取り外し、検査終了後、復旧する。

2.3.2 タンク内残油移送

タンク内の残油を隣接のNO. 1屋外タンクへ移送する。その際、タンク内の不純物等が、移送先のタンクへ移送されないように留意すること。

なお、残油の処理量は、336KLを見込む。

2.3.3 マンホール等の開放・復旧

- マンホール等の開放・閉鎖，接続配管の縁切り及び復旧を行う。
（頂部マンホール2箇所）
- タンク本体と配管の縁切り（バルブ取外し）及びブラインドフランジの取付けを行う。
（受入配管1箇所，払出配管2箇所，ドレン配管1箇所）
- マンホール等に使用しているガスケットについて、脱着を実施した箇所は新替えをし、ボルト及びナットは腐食等の不具合があれば、2.4のとおり実施する。

2.3.4 タンク内部保護

タンク内部の各機器について、粉じん等から保護するため養生を実施する。また、作業終了後、汚れ等があった場合は、清掃を実施し、元の状態に復旧する。

2.3.5 タンク内部洗浄作業

- タンク内側面及び底面に対し高圧洗浄する。ただし、タンク内側面については、底面から届く範囲とする。
- 洗浄水には化学洗浄剤を加え、油種に適した洗浄剤とする。
- 洗浄後は、ウエス等により十分にふき取り、乾燥させる。

2.3.6 ドレンバルブの取替

付図2に示すドレンバルブについて、フランジ及び配管の継ぎ目から10cm～15cm程度の箇所を切断し、表2に示す交換部品を組み立て、溶接を施し取替する。また、やむを得ず表2

以外のものを使用する場合は、監督官の承認を得た後、同等品以上のものを使用する。

表2－交換部品

番号	品名	規格	数量	単位
1	ゲートバルブ	10SCLS 50A	1	E A
2	六角ボルト, ナット	ステンレス M16×60L	8	S E
3	フランジ	SS400 SOP-FF 10K 50A	1	S H
4	ガasket	T/#1995 10K 3.0t FF 50A	2	S H

2.3.7 スラッジ、汚水等の除去及び廃棄物の処理

移送後の残液（タンク内滞水、スラッジ等）、錆及び洗浄廃水等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、契約の相手方が責任をもって適正に処理する。

2.3.8 検査前作業

次に掲げる箇所について、サンドブラスト（溶接線については、溶接線を中心に幅30cm（左右15cm）のサンドブラストを実施し、コーティングを剥離する）を実施する。

なお、使用した廃砂は、契約の相手方が適正に処理する。

- a) アニュラ板×側板溶接線
- b) アニュラ板×相互
- c) アニュラ板×底板溶接線
- d) 底板相互溶接線
- e) 側板相互溶接線（立上り50cm）
- f) 支柱ベース板溶接線（底板相互溶接線上に限る）
- g) 側板内面立上り部30cmの高さ
- h) 底板全面

2.3.9 燃料タンク各種検査

- a) **目視点検** 次に掲げるタンク各部について、目視点検を行い異状の有無を確認する。また、異状があった箇所については、図面に記録する。
 - 1) **底板内面、側板内面及び溶接線** 減肉及び変形等がないことを確認する。
 - 2) **タンク内部塗膜** 塗膜の剥離、気泡、浮き上がり等がないことを確認する。
- b) **超音波肉厚測定** 次に掲げる箇所について、腐食の著しい箇所及び裏面からの減肉を調査し、図面に記録する。
 - 1) 底板（1mピッチ格子、定点測定）
 - 2) アニュラ板側板（側板内面より50cm範囲内については、10cmピッチ千鳥。側板内面より50cm以外の部分については、1m以下の間隔）
 - 3) 側板最下部（2mピッチ立上り30cm4点）
 - 4) アース設置箇所及び水抜き付近（幅60cmでタンク中心に30cmを概ね10cmの間隔をとった箇所）
 - 5) 底板付属ノズル及びマンホール（4方向4箇所）
- c) **磁粉探傷検査** 次に掲げる箇所について、極間式検査器を使用し、亀裂等の異状の有無を検査し、図面に記録する。

なお、磁粉探傷検査ができない箇所については、浸透探傷検査とする。

 - 1) アニュラ板×側板隅肉溶接線全線（内面）
 - 2) 底板×底板溶接線全線（アニュラ板を含む内面）
 - 3) 側板×側板溶接線（立上り50cm範囲全線）
 - 4) 底板×支柱当板溶接線全線（底板相互溶接線上に限る）

5) 底板×ドレンポット溶接線全線

d) 底板の各種検査

- 1) 形状測定 底板の凹凸状態をレベル計により形状測定する。
- 2) 角度測定 底板と側板との角度をプロトラクター等を用いて計測する。
- 3) 脚長測定 底板と側板の隅肉溶接線の脚長を脚長ゲージ等を用いて計測する。

e) 沈下検査 消防法等に基づき、沈下検査を実施する。

2.3.10 検査作業結果報告書の作成

契約の相手方は、関係法令及び技術要領書に基づき検査結果をまとめ、写真を添付した検査作業結果報告書を作成し、監督官に提出する。

なお、検査結果において、補修箇所又は交換部品の所要が発生した場合は、関係法令及び所轄官庁の指導等を網羅し、これに技術検討を加えた補修範囲又は交換部品を規定し、監督官に検査作業結果報告書を提出する。

2.3.11 内面塗装作業

2.3.11.1 素地調整

素地調整は、2種ケレン工法以上により実施し、塗装部全面の錆、ごみ、水分及び油分を除去する。

2.3.11.2 内面塗装

内面塗装は、次の箇所について実施する。

なお、使用する塗料は、契約の相手方が準備し、ポリアミン硬化型エポキシ樹脂系塗料を使用し、最終標準換装膜厚は、270 μ mとする。また、塗料の変更を行う場合は、監督官の承認を得た後、同等品以上のものを使用する。

- a) 側板内面立上り30cmの高さまで全周
- b) タンク上部マンホール蓋及びボルトナット
- c) 底板全面

2.3.11.3 塗装回数及び塗装膜厚

塗装回数及び塗装膜厚は、次による。

- a) 下塗り 塗装回数1回、塗装膜厚50 μ mとする。
- b) 中塗り 塗装回数1回、塗装膜厚70 μ mとする。
- c) 上塗り 塗装回数2回、塗装膜厚150 μ mとする。

2.3.11.4 塗装膜厚及びピンホール検査

塗装膜厚及びピンホールの検査については、次による。

- a) 内面塗装 各塗装終了時、膜厚、外観、乾燥及び清掃の状態について、目視検査を行う。
- b) 全塗装完了時 膜厚、外観及びピンホールの状態について目視検査を行い、異状がないことを確認した後、電磁式膜厚計及び放電式ピンホールテスターにより、塗装施工部全体の検査を実施する。

2.4 工事変更

この役務において、作業結果により補修箇所又は交換部品の所要が発生した場合は、不具合箇所対策表（付表1）を作成し、監督官に提出し協議する。

3 作業主任者の選任等

作業主任者の選任等は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、この契約の履行について官側との連絡調整に当たり、作業従事者を直接指揮命令する作業主任者を選任する。

- b) 契約の相手方は、作業主任者が傷病により休務した場合に、代務する作業主任者をあらかじめ名簿に加えること。
- c) 契約の相手方は、当該役務に従事する作業従事者を選任する。

4 承認

契約の相手方は、履行開始の前までに、次に規定する書類を監督官に提出し、承認を得る。

なお、当該役務の期間中、作業主任者又は作業従事者を新たに選任又は解任する必要を生じた場合は、速やかに作業主任者名簿（付表2）又は作業従事者名簿（付表3）を修正し、監督官の承認を得なければならない。

- a) **保証書** 役務の従事者が、日本国籍を有する者であり、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成又は加入若しくは協力していない者であることを保証する保証書（付図3）
- b) **作業管理者名簿** 当該役務の作業主任者名簿
- c) **作業従事者名簿** 当該役務の作業従事者名簿

5 監督・検査

5.1 監督

監督官は、役務全般において、随時、機材等の品質及び工程の管理等、必要事項について、契約上事項に適合しているか否かを確認する。

5.2 検査

検査は、作業主任者及び検査官立会いのうえ、表3により行う。

なお、不具合があった場合は、手直し終了後、再検査を受けること。

表3－検査

番号	検査事項	検査内容	検査時期	検査方法
1	着工前検査	安全確認	着工前	立会い
2	中間検査	仕様内容適合の可否	タンク内面洗浄後及び各種検査中随時	立会い及び書類審査
3	検査箇所修復検査	修復状態	修復完了後	立会い
4	完成検査	仕様内容適合の可否	役務終了時	立会い及び書類審査

6 その他の指示

6.1 一般事項

一般事項は、次による。

- a) この役務の実施、検査及び手続きに関しては、関係法令及び諸規則による。
- b) この役務に使用する材料及び器材等は、全て使用前に監督官の検査を受けること。
- c) この役務は、仕様書及び監督官の指示に従い実施するほか、官公署等の関係法規に準拠し実施する。
- d) 作業主任者は、内部洗浄等を実施するために必要な関係法令に精通し、かつ、燃料タンクの内部清掃等に十分な知識と経験を有し、酸素欠乏症危険作業主任者技能講習修了者、乙種第

4 類危険物取扱者以上の資格取得者、非破壊試験技術者資格取得者（磁気探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験のそれぞれレベル 2 以上）を配置する。

- e) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、工程表及び次の事項を記載した作業要領書を監督官に提出し、承認を受けなければならない。また、工程表の変更が必要になった場合は、変更工程表を速やかに作成し、監督官に提出し確認を受けなければならない。
 - 1) 指揮、命令系統
 - 2) 作業目的及び作業手順
 - 3) 各部門の業務分担及び責任範囲
 - 4) 災害要因及び対応措置の内容
 - 5) 保護具の種類
 - 6) 作業許可を要する事項
 - 7) 注意事項及び禁止事項
- f) 作業主任者は、各作業工程ごとに、必ず監督官の施工検査を受けた後でなければ、次の作業を進めてはならない。
- g) 作業主任者は、役務開始前の状況、施工段階の主要な部分及び施工完了後の作業状況を写真撮影し、監督官に提出する。
- h) 写真撮影は、所定の手続き後、監督官の立会いのもと実施する。
- i) この役務において、作業前に監督官と十分な打合せを行い、綿密な計画に基づき実施し、監督官の要請には積極的に協力すること。
- j) 作業現場の周囲は、常に整理整頓に努めること。
- k) 作業中において、官側の構造物及び機器等に損害を与えた場合は、速やかに原状復旧する。

6.2 安全管理

6.2.1 安全一般

安全一般については、次による。

- a) 作業主任者は、作業場所等の危険を伴う恐れのある場所への作業関係者以外の立入りを禁止するため、監督官の許可を得て、縄囲い等を行い、立入り禁止の表示をしなければならない。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、監督官と打合せを行い、安全対策要領書を提出する。
- c) 契約の相手方は、諸作業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、爆発、火災及び人身災害発生を絶無を期するため、万全の対策を講じること。
- d) 火気の使用は原則として認めない。ただし、事前に監督官に申し出て、許可された場合はこの限りではない。
- e) 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後に、消火及び整理整頓の状況を確認し、監督官に報告しなければならない。
- f) 燃料移動及び燃料タンクからの燃料抜き取り作業は危険性が高いため、日没後は作業を実施してはならない。
- g) 作業用具及び保護具等は、**付表 4** に示す適格品とする。また、使用工具等はすべて防爆構造とし、使用機器及び工具類は、使用前に異状の有無を点検し、使用前に監督官の承認を受けること。
- h) 作業主任者は、監督官の指示に従い、作業員に対し当日の作業内容、手順及び作業に係る安全事項について確実に教育を実施し、事故防止の徹底を図ること。
- i) タンク内部の作業は、必ず 2 名以上で実施し、作業主任者は、燃料タンク内部に作業員が立ち入っている間は、燃料タンクの外に 1 名以上の見張り員を配置すること。
- j) 見張り員は、異状を認めた場合、直ちに付近の作業員を呼び集め、監督官に報告するとともに

に、安全に留意し、被害者の救出を図ること。

- k) 作業主任者は、燃料タンクの近くに救急用保護具（酸素呼吸器又はホースマスク）を1組以上備えること。
- l) 作業主任者は、事故発生の際、被害者を救出することが困難と予測される場所では、あらかじめ作業員に命綱を着用させる。
- m) 作業主任者は、作業現場の事故に備え、契約の相手方で消火器を3本以上準備する。また、監督官の指示する消火栓ホース2本を直ちに使用可能な状態に準備し、避難方法をあらかじめ定め、かつ、これを作業従事者に周知させる。
- n) 作業主任者は、燃料タンクに関する動力源（手動装置を含む。）を遮断する。ただし、消火ポンプの動力源を除く。
- o) 作業主任者は、作業する燃料タンクに接続する全ての配管を遮断する。
- p) 作業主任者は、燃料タンクのマンホール及び燃料の流出する恐れのない開口部は全て開放する。
- q) マンホールカバー等の取外しは、防爆工具を用いて風上側の位置で静かに行い、衝撃等によって火花が発生しないように十分注意する。
- r) 燃料タンク内部の換気は、換気扇による換気及び圧縮空気を用いた強制通風により、内部の残留ガスを放出し換気する。
- s) 残留ガスの放出は、上部マンホール等から実施し、換気扇等は、防爆構造のものを使用する。
- t) 可燃性ガス濃度及び酸素濃度を測定し、可燃性ガス濃度0.01%以下で、かつ、酸素濃度20.9%をもって、タンク内部換気作業を終了することができる。

6.2.2 ガス検知等の実施

ガス検知等の実施は、次による。

- a) ガス検知結果による燃料タンク内部への立入制限は、表4による。ただし、緊急時に燃料タンク内部に立入る場合は、呼吸用保護具及びその他必要な保護具を装着し、事故防止の対策を講じること。

表4－燃料タンク内部への立入制限

ガス検知の結果	立入条件
爆発下限界の25分の1	呼吸用保護具未装着で燃料タンク内部への立入りが可能
爆発下限界の4分の1未満	呼吸用保護具装着で燃料タンク内部への立入りが可能
爆発下限界の4分の1以上	燃料タンクへの立入り禁止
安全上の処置を施した場合	緊急時、タンク内部へ立入る場合

- b) 作業主任者は、保護具を着用させた作業員に対し、燃料タンクの外部及び内部のガス濃度検知及び酸素濃度測定を実施させ、ガス爆発範囲内に入っていないことを確認させる。
- c) 作業主任者は、測定の結果、爆発範囲内の場合、燃料タンクの外の作業員に対しても保護具を着用させるとともに、発火源についても十分な安全対策を講じること。
- d) ガス濃度及び酸素濃度測定は、燃料タンク内部への立入作業開始前だけでなく、作業中においても随時、測定し記録しなければならない。

- e) 作業主任者は、燃料タンク内部に作業員を立入らせる場合、必ず監督官に届け出なければならない。
- f) ガス濃度及び酸素濃度測定箇所は、最初にマンホール等の開口部（外側・内側）とし、次に燃料タンク底部の溜めます付近又は燃料タンクの内部で、開口部から最も遠くてガスの滞留しやすい部分とする。

6.2.3 酸素欠乏症等による事故防止

作業主任者は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、酸素欠乏症等による災害を防止するため、次の事項について処置しなければならない。

- a) 燃料タンク内部に作業員を立入らせる場合、随時燃料タンク内部の空气中酸素濃度測定を実施し、酸素濃度は、常に18パーセント以上を確保する。
- b) 作業従事者は、保護具を使用する場合、使用前に当該保護具を点検し、安全に使用できることを確認する。
- c) 酸素濃度測定箇所は、6.2.2f)と同じ箇所とする。

6.2.4 静電気に対する処置

作業主任者は、静電気による災害を防止するため、次の事項について処置しなければならない。

- a) 作業従事者が着用する服装は、静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止靴とし、その規格がJIS規格に適合するもの又は、これと同等品以上の性能を有するものを着用する。
- b) 作業開始前、人体に帯電した静電気は、静電気除去器等で確実に除去する。
- c) 水洗い用ホースノズル及び照明用移動灯については、確実にアースをとる。
- d) 雷雲が接近している時は作業を中断し、燃料タンクの開口部は全て閉鎖する。

6.2.5 残さ物処理時の注意事項

残さ物を処理する場合は、原則としてタンク内部に残留する可燃性ガスが爆発限界の4分の1未満になってから、次の要領により行うこと。

- a) タンク底部に沈積している残さ物を搬出する場合は、中和剤等で処理するとともに、保護具を着用した2名以上の作業員をタンク内部に立入らせ、遅滞なく搬出すること。
- b) 搬出した残さ物は、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物に区分し、関係法令に基づき適正に処理すること。

6.2.6 燃料タンク内部での火気使用

作業主任者は、燃料タンク内部で裸火を使用する場合及び火花が発生する恐れのある作業を実施する場合、可燃性ガスが発生及び滞留していないことを確認し、監督官に許可を得ること。

6.3 官公署等への手続き

所轄消防署への手続等の調整は、契約の相手方が遅滞なく行い、消防申請等に要する手数料等の一切の経費を負担する。また、作業計画にあたり、後日追加指導等を受けることがないように関係諸法規等を理解し、消防署等関係各所との打合せを行う。

6.4 基地内における制限事項

基地内における制限事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、作業実施のため基地内に立入る際は、立入る10日前までに立入者名簿を監督官に提出し、許可を受けること。
- b) 基地内における契約の相手方の行動は履行場所のみとし、履行場所以外の施設への立入りが必要な場合は、監督官の許可を受けること。
- c) 作業は、原則として、平日08時00分から16時45分迄（休憩時間：12時00分から13時00分）とする。ただし、その他の時間において作業を行う場合については、監督官と調整し、許可を受けること。

- d) 契約の相手方は、この役務において履行場所の図面等が必要な場合は、官側から提示又は貸与を受けることができる。ただし、貸与された図面等は、作業完了後速やかに返納しなければならない。
- e) 履行期間中に官側の器材その他の物品を基地外に持ち出す場合は、監督官と調整し、許可を受けた後、持ち出すこと。

6.5 仮設物、足場、機器及び資材の設置

この役務において使用する仮設物、足場、機器及び資材については、契約の相手方が準備し、監督官が指示する場所に設置及び保管する。

6.6 電力及び用水

この役務において使用する電力及び用水については、原則として契約の相手方が準備する。

6.7 安全衛生教育の実施

契約の相手方は、関連法令等に基づき、作業従事者に対し、次の事項等について必要な安全衛生教育を実施する。

- a) 作業計画及び緊急事態対処マニュアル
- b) 作業許可を必要とする作業の種類
- c) 保護具の種類及び使用方法
- d) 事業場の安全衛生基準及び関連法規
- e) 酸素欠乏危険作業に係る教育
- f) 足場の組立て等作業に係る教育

6.8 下請負作業

契約の相手方は、履行に際し下請負作業させる場合は、下請負承認申請書（付表5）を作成して監督官経由、契約担当官等へ提出し、承認を得た後下請負作業させることができる。

6.9 提出書類

提出書類は、表5による。

表5－提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	書式等
1	着手届	契約締結後速やかに	監督官	3	書式第22 ^{a)}
2	工程表	契約締結後速やかに	監督官	2	様式適宜
3	作業主任者の履歴書	契約締結後速やかに	監督官	1	—
4	安全対策要領書	契約締結後速やかに	監督官	1	様式適宜
5	作業要領書	契約締結後速やかに	監督官	1	様式適宜
6	ガス検知器検定合格証（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
7	危険物取扱者免状（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
8	非破壊試験技術者免状（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
9	酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
10	作業主任者名簿	契約締結後速やかに	監督官	2	付表2
11	作業従事者名簿	契約締結後速やかに	監督官	2	付表3
12	産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）	引渡後90日以内	監督官	1	A, B 2, D, E票
13	不具合箇所対策表	発生の都度	監督官	1	付表1
14	下請負承認申請書	必要の都度速やかに	監督官	2	付表5

表5－提出書類（続き）

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	書式等
15	可燃性ガス濃度測定記録	毎日作業終了後	監督官	1	様式適宜
16	作業日報	毎日作業終了後 （翌日予定分を含む。）	監督官	1	付表6
17	役務写真	撮影後速やかに	監督官	1	各検査箇所（検査前、検査中、検査後）1枚ずつ
18	検査作業結果報告書	役務終了後速やかに	検査官	2	様式適宜
19	終了届	役務終了後速やかに	検査官	3	書式第22 ^{a)}
注^{a)} 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）					

付表2－作業主任者名簿

令和 年 月 日

監督官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

作業主任者名簿（申請）

契 約 番 号			
契 約 件 名			
氏 名	役 職	連 絡 先	備 考

注記 作業主任者に追加又は変更が生じた場合には、（申請）を（追加）（変更）とし、遅延なく監督官に届け出、了承を得ること。

了承します。 令和 年 月 日
監督官

付表3－作業従事者名簿

年 月 日

監督官 殿

住 所
会 社 名
代表社名

作業従事者名簿（申請）

契約番号
ので、了承願います。

の契約について、作業従事者を下記のとおり決めました

記

番号	氏 名	作業内容	記事

了承します。

令和 年 月 日

監督官

付表4－作業用具及び保護具の規格

	種類	規格
作業用具	ハシゴ, 足場	木製又は, ローリングタワー (静電気防止装置) とし, 組立強固なものとする。
	照明器具	J I S規格による耐圧防爆構造とする。
	携帯灯	J I S規格による防爆構造とする。
	移動灯	J I S規格による耐圧防爆構造とする。
	キャプタイヤコード, キャプタイヤケーブル	J I S規格による継目のないものとする。
	手工具	J I S規格による防爆用工具とする。
	ブラシ	真ちゅうブラシ等非鉄金属製とする。
	水栓工具	ホースは, 布, ゴム又はビニール製とする。また, ノズルは, 非鉄金属製で布類で被膜したものとする。
	送風機	J I S規格による防爆構造とする。
保護具	酸素濃度測定器	J I S規格品とする。
	ガス検知器	
	酸素呼吸器	
	防毒マスク	
	防塵マスク	
	送気マスク	

付表5-下請負承認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所

商 社 名

代表者名

下 請 負 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請しますので承認をお願いします。

記

- 1 調 達 要 求 番 号 :
- 2 契 約 番 号 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 契 約 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 下請負内容及び業者名 : 下記のとおり

下 請 負 内 容	業 者 名

調達要求元監督官	確認印		参考	
----------	-----	--	----	--

上記申請を (承認 ・ 不承認) とする。

令和 年 月 日

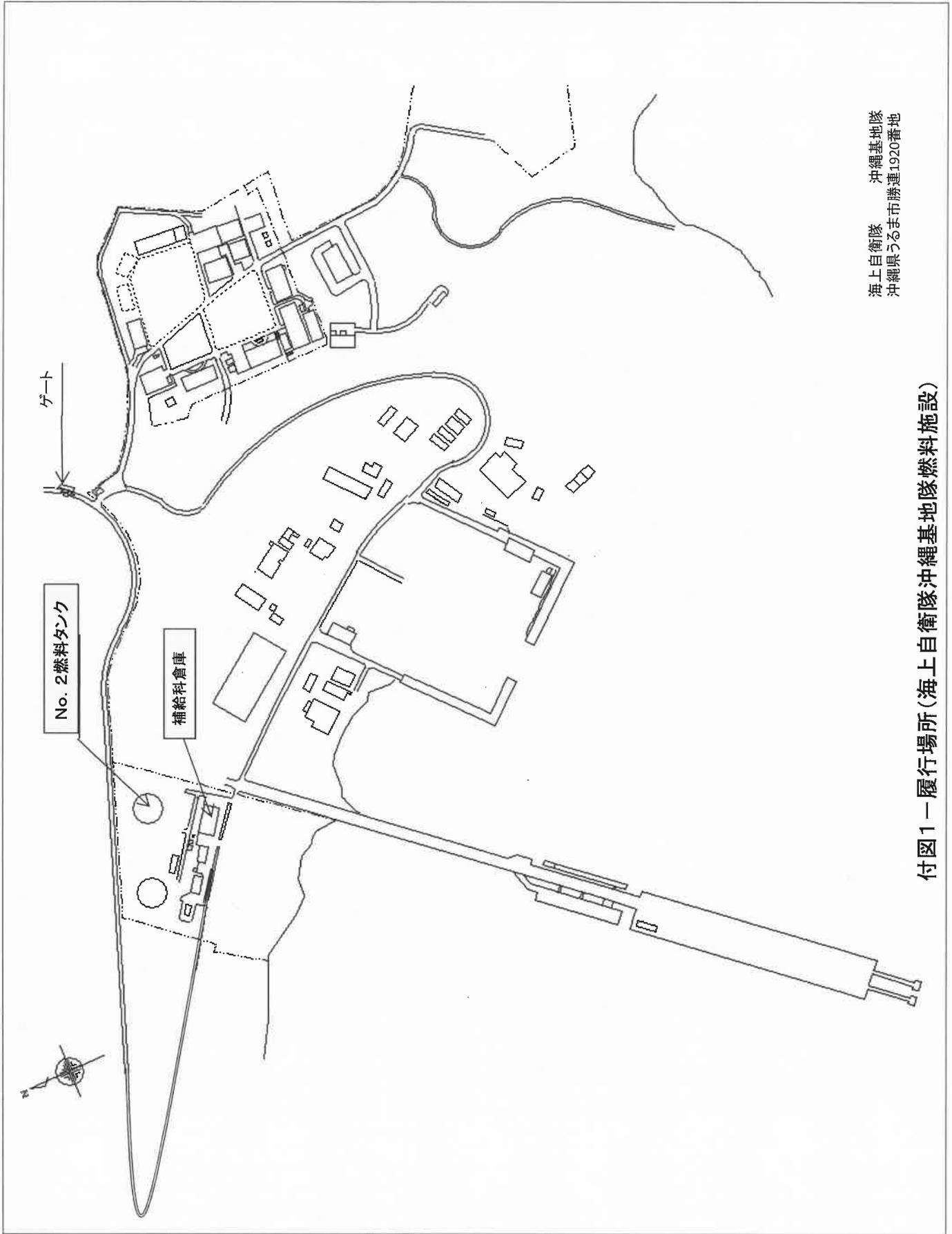
(契約担当官等)

付表6-作業日報

作業日報

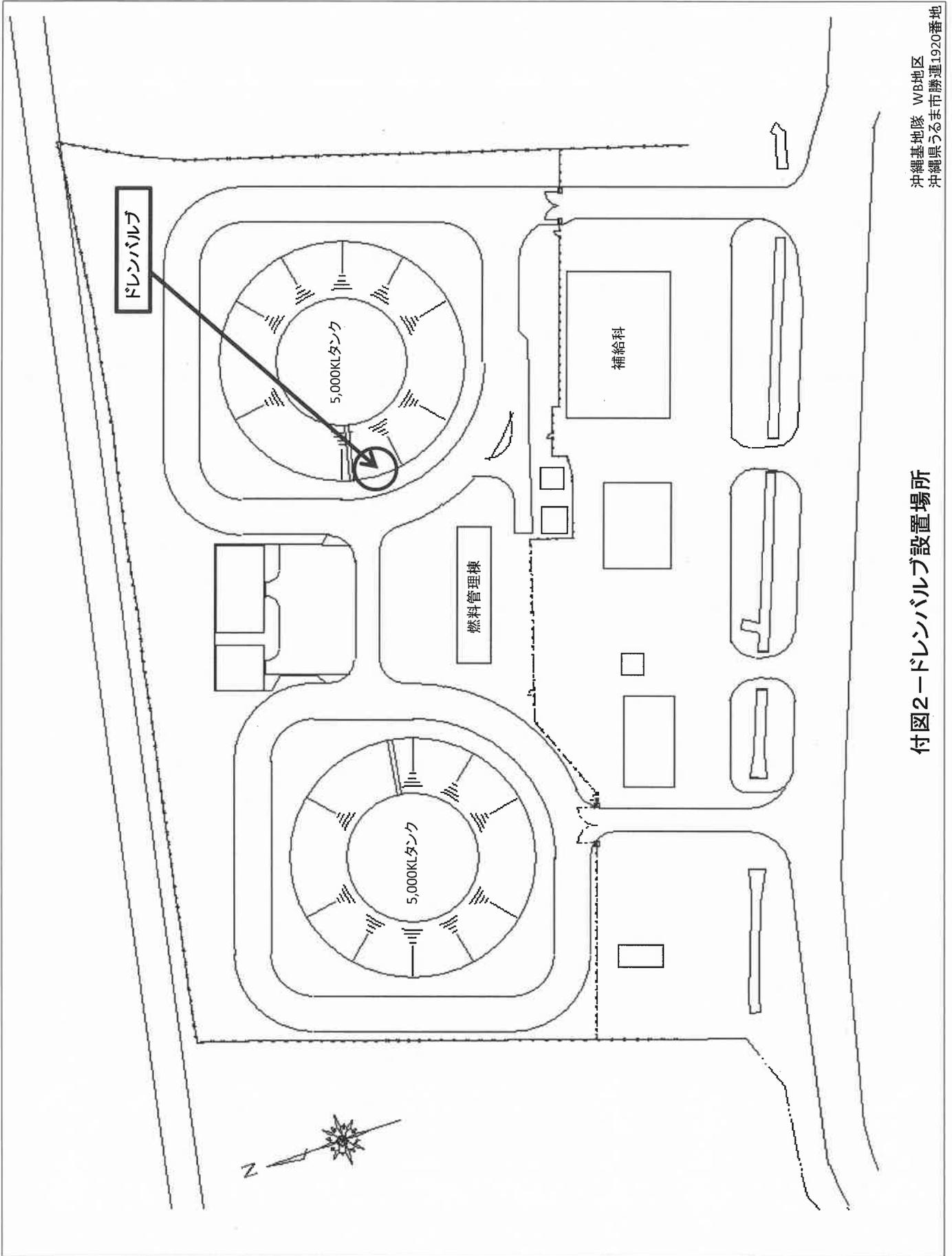
令和 年 月 日 天気:

工事名称	屋外タンク開放検査		工事場所	海上自衛隊 沖縄基地隊燃料施設
工期			作業主任者 氏名	
作業及び 労務内容	工種/職名	人員	作業内容	
		名		
		名		
		名		
		名		
		名		
	延べ人員	名		
材 料	名称	規格	数量	備考
使用 機材	名称	数量	備考	
備考				



海上自衛隊 沖縄基地隊
沖縄県うるま市勝連1920番地

付図1—履行場所(海上自衛隊沖縄基地隊燃料施設)



付図2-ドレンバルブ設置場所

保証書

この度、「屋外タンク開放検査」の契約に関し、当社から貴機関へ従事させる社員につきましては、日本国籍を有する者であり、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成又は加入若しくは協力をしていない者であることを保証します。

令和 年 月 日

会社名

代表者

印

監督官